

公共事業再評価調査

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：星野地区 県営農地保全整備事業					
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県		当初事業期間：H28～R7		
	事業箇所：石垣市	根拠法令：土地改良法		事業期間：H28～R12		
(整備目的)	総事業費(百万円)：1,810		費用内訳：補助 80/100		事業量：農地保全 A=44.2ha	
	<p>本地区は、石垣島東部に位置した国頭マージ及び島尻マージ土壌地帯で、サトウキビ、牧草、パイン等の作付けが行われている畑作地帯である。また、底原ダムを水源とする国営石垣島地区の関連事業地区にも位置付けられている。</p> <p>本地区は、開拓移住整備事業や自己開墾等により、ほ場の整形化等の区画整理見合いの整備が実施されているが、排水路等が未整備な箇所やほ場勾配が急峻な箇所があるため、降雨による耕土の流出や農道の侵食が度々発生している。このため、農地の保全に向けた早急な整備が望まれている。</p> <p>また、畑地かんがい末端施設が未整備であることから、計画的な作付けが困難であり、恒常的な干ばつ被害を受けている地域でもある。よって、本事業の導入により、農地保全を目的とした排水路等の整備及びほ場勾配の修正を行うとともに、関連事業として畑地かんがい施設整備を併せて推進することにより、農業生産及び農業所得の向上、さらに農業経営の改善と安定を図ることを目的とする。</p>					
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他					
3 再評価に至った 主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他					
4 事業の進捗 状況 (R7.11末時点)	項目	事業費(百万円)	農地保全(ha)	用地取得(m2)	用地取得(筆)	
	計画	1,810	44.2	101,277	91	
	実施済	1,121	19.8	92,226	79	
	率	61.9%	44.8%	91.1%	86.8%	
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:55年) (基準年:R7) (単位:百万円)	①作物生産効果 630 ②品質向上効果 122 ③営農経費節減効果 486 ④維持管理費節減効果 -139 ⑤地域用水効果 8 ⑥景観・環境保全効果 3,352 ⑦国産農産物安定供給効果 617 ⑧総便益額(現在価値化)(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) 5,076 ※割引率0.04		①事業費(事務費込み) 2,009 ②その他費用(関連事業費等) 2,380 ③評価期間終了時点の資産価値 324 ④総費用(現在価値化) 4,064 ※割引率0.04 総費用=事業費+その他費用(資産価値+関連事業費+再整備費)-評価終了時の資産価値 総費用総便益 = 総便益額 ÷ 総費用 = 5,076 ÷ 4,064 = 1.24			
6 事業を巡る状 況の変化	①社会・経済：石垣島では、離島地域という地理的制約から土地利用型農業により、さとうきび、パインアップル等の果樹類、畜産が基幹産業として展開されている。本地区でも、さとうきび、パインアップル、牧草が栽培されている。 ②地元・自治体：石垣市は、農業農村整備事業への取組にあたり、農業振興地域整備計画および第5次石垣市総合計画(令和4年度～令和13年度の10年間)に基づき農業生産基盤の整備を推進している。また、国営かんがい排水事業「石垣島地区」において、農業水利施設の整備を進めるとともに併せて関連事業として農業基盤の整備を進めている。 ③利害関係者：本地区は、土地改良法に基づく事業として平成28年7月に星野地区受益者から施行申請が提出されており、受益者は引き続き事業の継続を希望している。また、本事業推進のため地元説明会の定期開催や用地取得を継続している。					
7 事業の必要 性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 本地区の農道及び排水路は未整備な箇所があり、加えてほ場勾配も急峻な箇所があるため、降雨による耕土の流出及び農道の侵食被害が度々発生している。そのため、本事業の導入による早急な農地の保全整備が必要である。 また、関連事業として畑地かんがい整備が進捗していることから、本事業と連携して整備を推進することにより、農地を保全し、農業生産の安定及び向上、高収益作物への転換ならびに農家の所得向上が期待される。 これらの効果は地域農業振興の観点からも必要不可欠である。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 本事業の末端排水施設である沈砂池や浸透池は既に整備されており、これらに接続する排水路工事等も順調に進んでいる。また、区画整理についても用地交渉や作付け調整が順調に進んでいることから、現計画を推進することが効率的である。 ③事業効果の発現状況 現在までに整備された沈砂池、浸透池及び排水路等により、ほ場から公共水域への耕土流出が防止されている。また、水兼農道の整備によって農作物への荷痛み防止やパインへの粉じん被害が防止され、事業効果が発現されている。 さらに、関連事業として畑地かんがい末端施設の一部が供用されており、計画的な作付けが行われ農業生産の安定化及び向上が図られている。加えて、台風の飛来塩分による農作物への潮風害に対しても、スプリンクラー等を活用した散水洗脱による事後対策が可能となり、農作物への塩害防止に一定の効果を発揮している。					
8 今後の対応・ 見通し	①事業計画等：残りの整備範囲については、施工計画及び施工内容も整っており令和12年度の完了を目指す。 ②対住民関係：完了年度整備に向けた地元説明会を開催しており、受益者からの要望や営農体系に応じたきめの細かい調整及び整備を実施している。 ③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止					